

長野県出資等外郭団体「改革基本方針」（平成 25 年改訂版）

# 長野県出資等外郭団体 「改革基本方針」 (平成 25 年改訂版)

平成 25 年（2013 年）2 月 8 日

長野県

36 (特) 長野県道路公社	
改革方針	団体の廃止 (平成 38 年度、事業期限到来時)
主な見直し・対応予定	有料道路建設時に路線ごとに定められた事業期限（最終は平成 38 年度）まで、道路利用者に受益者負担を求めるため料金徴収を継続し、全ての路線の事業期限の到来をもって料金徴収を終了する。
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当公社は、有料道路の建設及び管理のため、地方道路公社法に基づき昭和 47 年に設立された特別法人で、これまでに 7 路線 8 区間を建設し、遅れていた道路網の整備促進に一定の役割を果たしてきた。</p> <p>現在当公社では、6 路線 7 区間を管理しているが、採算性の高い新たな路線の建設が見込めないことなどから、今後新規路線の建設は行わないこととする。</p> <p>当公社の維持管理する路線については、税金で順次整備する路線の優先順位と異なる観点から有料道路として建設したという原点に立ち返って、建設時に路線ごとに定められた事業期限（最終は平成 38 年度）まで、道路利用者に受益者負担を求めるため料金徴収を継続し、全ての路線の事業期限の到来をもって料金徴収を終了する。</p> <p>なお、各区間の地元住民を中心に、経済波及効果を重視して、できる限り早期に無料開放を行うべきとする意見がある。しかし、平成 26 年度末で無料開放した場合には、公社への県出資金が県に返還されず、維持管理費も県費負担となるという県財政へのデメリットがある。このデメリットと比較したときに、経済波及効果は、大きなものとは言えず、また、県民全体にとってのメリットにもならないことから、早期の全路線無料開放は行わない。</p> <p>なお、公社廃止までの間、効率的な維持管理に努めるとともに、利用増加等を図るものとする。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・新規路線の建設停止による債務の拡大防止</li><li>・財務状態の改善</li><li>・利用者の増加</li><li>・有料道路を迂回する車両による沿道環境の悪化防止</li></ul>
改革実施における留意点	—